

ディグボード サービス利用約款

第1条 (目的)

ディグボード サービス利用約款（以下、「本約款」という）は、ネットフォース株式会社（以下、「甲」という）がお客様（以下、乙という）に提供するディグボード サービス（以下、「本サービス」という）の利用条件について定めるものとします。

第2条 (サービス内容)

本サービス内容は以下からなります。

- (1) 乙が所有する電子化された資料に、動画、画像、音声ファイルを関連付けて、データをサーバにアップロードし、管理することができるサービス。
- (2) 乙が(1)でアップロードしたデータを、タブレット端末にダウンロードし、閲覧することができるサービス。

第3条 (契約期間)

契約期間は、1年または1月単位とします。

第4条 (利用申込)

1. 本サービスの利用希望者は、本約款の内容を承諾の上、甲が定める「ディグボード サービス利用申込書兼注文書」に必要事項を記入の上、甲に提出し、本サービス利用の申込みを行うものとします。
2. 前項の申し込みを行い、甲により承認を受けた乙は、申し込み時に申請した条件で本サービスを利用できるものとします。
3. 申し込みの際に申請するアカウント数は本サービスを利用する端末の台数とし、この台数を超えない範囲で本サービスを利用するものとします。申請数以上の利用が発覚した場合、乙は、サービス提供開始日までさかのぼって超過数分の利用料を販売元に支払うものとします。
4. 乙は、本サービスを利用することとなる全ての者に対し、この契約の内容を遵守させるものとします。
万一この契約に違反する利用がなされた場合、甲は当該契約者の利用資格を取り消すことができるものとします。

第5条 (サービスの提供開始日)

本サービスの提供開始日は、甲がサービス利用申込みを承認し、本サービスの設定情報および本サービスにおける乙を識別する符号を付与した日の翌日とします。

第6条 (契約期間内の払戻し)

利用申込後、第3条の契約期間内に乙の都合により契約が解除された場合、甲は乙に対して払戻しを行わないものとします。

第7条（利用料金）

本サービス利用料金は別途定めるディグボード サービス利用料金表によります。

第8条（料金の支払）

1. 料金の支払いは、一括払いによるものとします。
2. 乙は、販売元との取り決めに従い利用料金を販売元に支払うものとします。
3. 乙は、料金等の支払を不法に免れた場合、その免れた額の3倍に相当する額を割増金として販売元に対して支払うものとします。
4. 乙は、料金等その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払がなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.5%の割合（年365日の日割換算）で計算した額を延滞利息として販売元に支払うものとします。

第9条（乙の氏名等の変更および地位の承継）

1. 乙は、その氏名、名称、住所または居所に変更があった場合は、変更があった日から30日以内に甲の規定する書類を甲へ提出し届け出るものとします。
2. 乙は、合併・分割・事業譲渡等により地位の承継等があった場合、承継等があった日から30日以内に甲の規定する書類を甲に提出し届け出るものとします。
3. 甲は、前項の届出があった場合に、乙または乙の業務の同一性および継続性が認められないと甲が判断した場合、乙の地位の承継を認めない場合があります。

第10条（本サービスに含まれるソフトウェア及びサーバに関する制限事項）

1. 乙は、本サービスに含まれるソフトウェアあるいは本サービスに関するドキュメントの複製、頒布、貸与、送信（自動公衆送信、送信可能化を含む）、リース、担保設定等を行うことはできません。また、この契約に基づいて提供される本サービスを使用する権利を譲渡、転売、あるいはその使用を許諾することはできません。
2. 乙は、本サービスに含まれるソフトウェアあるいは本サービスに関するドキュメントを修正、翻訳、翻案、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、または本サービスの派生製品を作成することはできません。また、本サービスは1つの製品として契約されており、乙はその構成部分を分離して使用することはできません。
3. 乙がサーバにアップロードしたデータの総容量が、甲が別途定める範囲を超えた場合、甲の判断により超過分のデータを削除する場合があります。

第11条（仕様変更）

1. 甲は、本サービスの後継サービスへの移行、名称変更、顧客データ仕様の変更を含む仕様変更を行う場合があります。
2. 甲は乙に対し、仕様変更を行う際に甲が適当と判断する方法によりその旨通知をいたしますが、仕様変更作業に関しては乙に承諾を得ない場合があります。

第12条（知的財産権）

1. 本サービスおよび本サービスに含まれるソフトウェアに関する著作権、特許権、商標権その他一切の知的財産権は、甲に帰属します。

第13条（権利譲渡の禁止）

乙は、本サービスを利用する権利の全部または一部を、第三者に対し譲渡、貸与その他の方法で利用させないものとします。

第14条（提供の停止）

乙が以下のいずれかに該当する場合、甲は本サービスの提供を停止することができるものとします。

- （1）乙が本サービスの料金の支払を怠った場合
- （2）乙の申込にあたって、虚偽の事項があったことが判明した場合
- （3）乙がこの契約のいずれかの規定に違反した場合

第15条（サービス提供の中断）

1. 甲は、以下のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を中断することができるものとします。
 - （1）甲の設備の保守上または工事中やむを得ない場合
 - （2）甲の設備にやむを得ない障害が発生した場合
 - （3）第一種通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、本サービスの提供を行うことができない場合
2. 甲は前項による中断の必要が生じた場合には、事前に乙に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 甲は、電気通信事業法第8条の規定により、天災事変その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがある場合は、災害の予防、救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する重要通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を中断できるものとします。
4. 乙は、第1項あるいは第3項により本サービス提供の中断を受けた場合であっても、甲は乙に対して払戻しを行わないものとします。

第16条（サービスの廃止）

1. 甲は、甲の都合により本サービスの全部、または一部を廃止することができるものとします。
2. 甲は、前項の規定によりサービスの廃止を行う場合には、1ヶ月前までに乙に対して書面または甲が適当と判断する方法にて、その旨を通知することとします。

第17条（乙が行う契約の解除）

1. 乙がこの契約の解除を希望する場合は、販売元の取り決める期日までに販売元に通知することにより、この契約を解除することができます。
2. 乙より契約解除の申請がない限り、この契約は自動更新されます。

第18条（甲が行う契約の解除）

1. 甲は、甲が第14条（提供の停止）の規定により乙への本サービスの利用を停止し、乙が当該停止の開始の日の翌日から14日以内にその事由を解消しない場合は、この契約を解除することができるものとします。
2. 甲は、乙に次の事由が発生した場合は、何らの催告なしにこの契約を解除することができるものとします。
 - （1）破産、特別清算、民事再生または会社更生の申立をなし、または他からその申立をなされたとき
 - （2）仮差押、仮処分、競売または滞納処分による差押を受けたとき
 - （3）手形、小切手の不渡処分を受け、または銀行取引停止処分を受けたとき

第19条（責任の制限）

1. 本サービスに含まれるソフトウェアの修理、修正、仕様変更およびバージョンアップ等の対応は、すべて甲との契約によるものとし、本サービスに含まれるソフトウェアにより提供される機能を永続的に使用できる権利は保証いたしません。
2. 甲は、乙が本サービスの全部または一部の利用ができないことにより発生する、あらゆる直接的および間接的損害について理由の如何を問わず一切の責任を負いません。
3. 甲は、第三者がログイン名を不正に使用する等の方法で、本サービスを不正に利用することにより乙または第三者に損害を与えた場合について理由の如何を問わず一切の責任を負いません。
4. 乙が、本サービスの利用により第三者（他のサービス契約者も含む）に対し損害を与えた場合、乙は自己の責任によりこれを解決し、理由の如何を問わず甲にいかなる責任も負担させないものとします。
5. 甲は、甲のシステム内に保管された乙のデータの保持に対して最大限の努力を払いますが、この消失については理由の如何を問わず一切の責任を負いません。

第20条（反社会的勢力の排除）

1. 甲は、乙が次の各号に該当する場合、何らの催告なしにこの契約を解除することができるものとします。
 - （1）暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という）である場合、または反社会的勢力であった場合
 - （2）自らまたは第三者を利用して、甲に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどした場合
 - （3）甲に対して、自身が反社会的勢力である旨を伝え、または、関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどした場合
 - （4）自らまたは第三者を利用して、甲の名誉や信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為をした場合
 - （5）自らまたは第三者を利用して、甲の業務を妨害した場合、または、妨害するおそれのある行為をした場合
2. 甲は、前項によりこの契約を解除した場合には、乙に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負担しないものとします。

第21条（機密保持）

甲は、本サービスの提供に関連して知り得た乙の機密情報を第22条第2項に定める個人情報使用の目的以外に使用せず、第三者に開示しないものとします。

第22条（個人情報の保護）

1. 甲は、この契約により取得した乙の個人情報を法令に基づき適切に保護いたします。
2. 甲は、この契約により取得した乙の個人情報を下記の目的で使用することがあります。
 - (1) ISPサービス、ASPサービス等の各種サービスの提供のため
 - (2) 入会、退会、コース変更・更新、停止、解約、サービス追加等の会員管理のため
 - (3) 請求処理、入金確認、支払の督促等の業務のため
 - (4) サービス提供する上で必要な情報等を会員にお届けするため
 - (5) 甲のヘルプデスクにお問い合わせいただいた際の本人確認のため
 - (6) 現在ご提供のサービス、新サービス開発に対するご意見の聴取のため
 - (7) ウェブサイトの利用状況を把握し、お客様により満足いただけるようウェブサイトを改良するため
 - (8) 営業活動において、お打ち合わせ、商品ご紹介などでご訪問させていただくため
 - (9) 甲の広告宣伝に対してご興味を持っていただいた方に、更に詳しい資料、商品情報をご提供するため
3. 甲は、前項の使用範囲内で甲の業務委託先に乙の個人情報を開示することができるものとします。
4. 甲は、以下のいずれかに該当する場合には乙の個人情報を第三者に開示することができるものとします。
 - (1) あらかじめ乙の同意が得られている場合
 - (2) 法令にもとづき開示しなければならない場合
 - (3) 人の生命、身体または財産の保護に必要があり、本人の同意を得ることが困難な場合
 - (4) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進に特に必要であって、本人の同意を得ることが困難な場合
 - (5) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力の必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

第23条（協議）

本約款に定めない事項、この契約について疑義が生じた場合または例外事項が発生する場合には、甲乙誠意を持って協議し解決を図り、覚書等で取決めを行うものとします。

制定日 平成24年2月1日